

麻薬施用者がいる病院・診療所のみなさまへ (麻薬管理者についての注意事項)

法の定めにより、2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者1人を置かなければなりません。

(麻薬及び向精神薬取締法第33条)

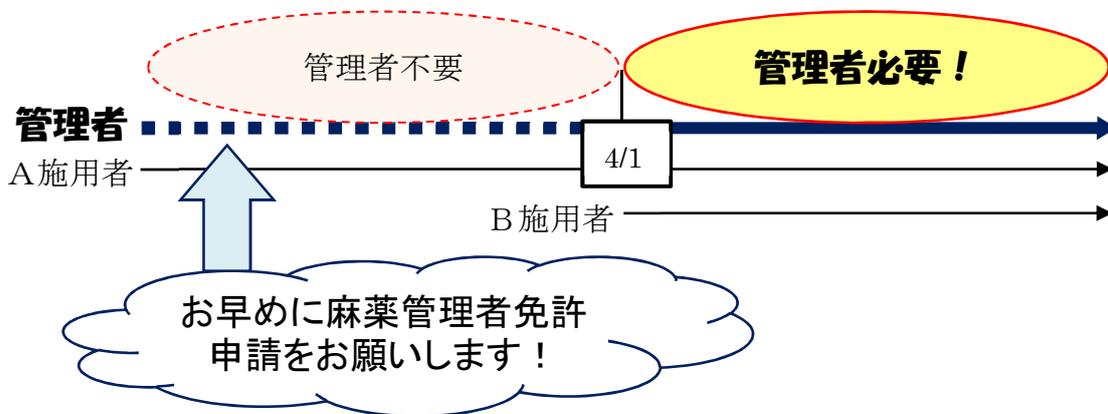
例えば、以下の場合、あらかじめ麻薬管理者免許申請が必要です。

- ✓ 麻薬施用者1人の病院・診療所に、新たに2人目の麻薬施用者が勤務するとき
- ✓ 現在の麻薬管理者が別の人に交代するとき

特に人事異動の多い年度初めは、手続きが漏れやすいのでご注意ください。

【例】

A施用者のみが勤務している診療所に、4月1日から新たにB施用者が勤務し始める場合（麻薬施用者が1人→2人）



その他、麻薬施用者免許のよくある手続きについて、山口県薬務課のホームページで紹介しています。

手続きについてご不明な点がございましたら、管轄の健康福祉センターまたは山口県薬務課にご相談ください。

山口県薬務課HP



★お問い合わせ窓口★

山口県薬務課 麻薬毒劇物班 083-933-3018
各健康福祉センター(岩国、柳井、周南、山口、宇部、長門、萩)
※下関市内の事業者の方は県薬務課へお問い合わせください